

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和4年5月30日改定

国の基本的対処方針や県の実施方針に基づき、市民や企業に対して継続的な感染防止への取り組みをお願いする。

1 市民への呼びかけについて

感染拡大を防ぐため、次のことを呼びかける。

- (1) 基本的な感染対策として、「3つの密」(①密閉、②密集、③密接)を回避するとともに、「手洗い等の手指衛生」、「マスクの着用」を呼びかける。

なお、マスクの着用については、熱中症のリスクや小児の発達への懸念から静岡県が示す「マスク着用が不要な場合について」(添付文書参照)に基づき、小学校就学前の子どもは原則マスク着用不要であることなど、適正に対処することを呼びかける。

- (2) 感染リスクが高まる「5つの場面」①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③不織布マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤^{*}居場所の切り替わりに注意を呼びかける。

※ 仕事での休憩時間に入った時など、居場所(休憩室、喫煙所、更衣室)が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。

- (3) 静岡県内外への移動は、静岡県が定期的に発表する、「本県の新型コロナウイルスの感染状況や医療ひっ迫状況等の国評価レベル」に応じた行動を呼びかける。
- (4) 飲食の場での黙食と会話時の不織布マスク着用の実施とともに、飲食店や宿泊施設を利用する場合は、「ふじのくに安全・安心認証」制度を始めとする業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を呼びかける。
- (5) 自治会や自治会連合会が会議等を開催する場合は、「3つの密」を避けるとともに、感染リスクが高まる「5つの場面」への注意と感染防止対策を講じることを呼びかける。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見などには惑わされず、注意して冷静な対応を呼びかける。
- (7) ワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、引き続き、市民の方がワクチンを接種できる体制を整えるとともに広く市民に接種を呼びかける。

2 イベント等の開催について

イベントについては、「3つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「不織布マスクの着用」など基本的な感染防止策が講じられることを前提に、「静岡県イベント開催における感染防止方針」等に基づき、感染防止対策を講じた上で、参加者名簿の作成、接触確認アプリ（COCOA）等の活用により適切に開催する。

3 市内の企業・事業所への呼びかけについて

- (1) 市内の企業・事業所へは、厚生労働省や静岡県が発信する情報等を適切に提供する。
- (2) 市内の事業所や店舗などには、「3つの密」を避けるとともに、感染リスクが高まる「5つの場面」等に注意した行動を促す。職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）時に、気のゆるみや環境の変化による感染リスクが高まることを呼びかける。
- (3) 市内の事業所や店舗などには、感染防止対策として関係団体が作成する業種別ガイドライン等を実践するよう呼びかける。

4 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

- (1) 小中学校について
児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で教育活動を行う。
- (2) 放課後児童クラブについて
児童・支援員等の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上でクラブ活動を行う。
- (3) 幼稚園・保育所及び認定こども園について
 - ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じたうえで保育活動を行う。
 - イ 民間の幼稚園・保育園、認定こども園については、袋井市の方針を伝え、公立と同様の対応を要請する。
- (4) 子育て支援センター、笠原児童館について
利用者及び職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じる。
- (5) 育ちの森について
利用者及び職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で支援を行う。

(6) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館及び澤野医院記念館について

利用者及び職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じる。

5 市内公共施設の利用について

公共施設においては、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じて利用する。また、マスク着用についても静岡県が示す「マスク着用が不要な場合について」に基づき、適正に対処することとする。

6 この基本方針は、今後の感染状況や医療ひっ迫状況などに伴う、国、静岡県の動向により、その都度、改定する。

基本方針（改定履歴）

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定
令和2年4月8日改定
令和2年4月17日改定
令和2年4月23日改定
令和2年5月1日改定
令和2年5月5日改定
令和2年5月15日改定
令和2年5月29日改定
令和2年6月19日改定
令和2年7月28日改定
令和3年4月27日改定
令和3年8月18日改定
令和3年9月10日改定
令和3年10月1日改定
令和3年10月15日改定
令和3年12月17日改定
令和4年1月26日改定
令和4年3月22日改定
令和4年5月30日改定